

「アクティブ エイジング ネット浦安」会則

第1条（名称）この会は、“アクティブ エイジング ネット浦安”と称する。（略称：AAネット浦安）以下「本会」と言う。なお、英文名は“ACTIVE AGING NET URAYASU”（略称：AANU）とする。

第2条（事務所）本会の事務所は浦安市に置く。

第3条（目的）本会は浦安市に在住する第一線を退いたシニアが、その知識と経験を活かし健康で創造的な生活をおくれるよう、最新の情報技術を利用して情報交換の場をつくり、自己啓発と地域の公益に寄与することを目的とする。

2. 会員有志が行う地域貢献などの対外的な社会貢献活動については、その活動が本会の活動目的に副うものと判断され、かつ政治的、宗教的、営利的意図がないものであれば、運営委員会の承認を経て本会はその活動に協賛してこれを支援し、また部会や同好会などを組織してこれに取り組むことができる。

第4条（活動）本会は第3条の目的を実現するため、次の部会活動を行う。

- (1) 文化・リクリエーション
- (2) 国際交流
- (3) 100年健幸
- (4) ウエルネス
- (5) 暮らしの経済法律
- (6) 環境
- (7) 電腦
- (8) 医療・福祉
- (9) 男の料理
- (10) その他本会の目的を達成するための活動

第5条（会員）本会の会員は第3条の目的に賛同する浦安市在住の60歳以上の個人とする。なお、本会は夫婦による入会を奨励し、いずれかが60歳以上であれば夫婦で入会できるものとする。

2. 本会に入会する際には、原則として本会会員の紹介を受け、附則に定める「入会手続き」に従い所定の「入会申込書」を提出した上、運営委員会の審議を経て会長の承認を得るものとする。

3. 本会は第3条の目的に向けた円滑な運営の継続を配慮し、運営委員会において会員数に上限を設けることが出来る。なお、会員数に上限を設けた場合には、直ちにこれを附則に明示する。

4. 本会を退会する場合には、退会届を一ヶ月前に会長に提出し、任意に退会することが出来る。

5. 会員が次の事項に該当する場合には、運営委員会の議決により会員資格を失う。

- (1) 本会の諸規定に違反又は運営に支障を及ぼすと認められた時

(2) 会費を6ヶ月以上滞納した時

(3) 特段の事情がなく6ヶ月連続して例会または本会の行う行事を欠席した時

6. 本会を退会又は資格を失った者は、本会の資産について請求権を失う。

第6条 (組織) 本会は会長、副会長、運営委員、監事を役員として置く。

2. 会長は運営委員の互選により選出され、本会を代表し活動を統括する。

3. 副会長は2名以上とし、運営委員の互選により選出され、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

4. 運営委員は10名以上とし、総会において会員から選出され、本会の活動を積極的に推進するため運営委員会を構成する。

5. 監事は2名以上とし、総会において会員から選出され、本会の会計および活動状況を監査する。

6. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。また、役員の辞任に伴う後任者の任期は前任者の残存期間とする。

7. 本会は円滑な運営を進めるため事務局を置く。事務局は財務・経理、総務・広報その他必要な業務を担当する。事務局長および若干名の事務局員は運営委員の中から選出される。

8. 本会は若干名の顧問をおく事が出来る。

顧問は運営委員会の推薦により会長が委嘱し、会長の諮問に応じて運営委員会において意見を述べる事が出来る。

第7条 (会議体) 本会は目的とする活動を推進する中核として次の会議を行う。

1. 総会は毎年4月に会長が招集し、会員全員により次の事項を審議承認する。

- ・ 事業報告と決算および事業計画と予算
- ・ 役員の改選
- ・ 規約の改正
- ・ その他会長が必要と認める事項

総会の議事は会長が議長をつとめ出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合には議長がこれを決する。

2. 月例会は毎月一回会員全員により開催し、会員相互のコミュニケーション、外部講師の講演による会員啓発と部会活動報告などを行う。

3. 運営委員会は会長、副会長および運営委員を以って構成し、次の事項を審議決定する。

- ・ 事業計画および予算に基づく本会の具体的活動
- ・ 総会付議事項
- ・ 人事および組織
- ・ 部会活動の活性化、その他本会の運営に関わる重要事項

なお、議長は運営委員から選出し毎月一回開催する。

4. 特別委員会は本会の発展を目的とした特定の課題を審議するために、会長の要請で設置

し運営委員会に答申する。

5. 部会は第4条に規定する活動を推進するために設置し、会員は希望する一ないし複数の部会に参加する。各部会はその所属する会員の意見に基づき部会活動を企画し、運営委員会の承認を経て活動を進める。会員は所属しない部会にも参加できる。

6. 会議の議事および活動は、その日時、場所、出席者数、審議・活動の概要、議決の結果を記載した議事録もしくは報告書を作成する。

第8条（運営費）本会の運営に要する費用は、会員からの会費および寄付金、補助・助成金および事業による収入によって賄うが、その詳細は運営委員会の議決による。

2. 会費は年額6,000円とし、夫婦参加の場合は夫婦単位で年額9,000円とし2012年度から適用する。会費は年度始めに財務会計担当に支払う。期中に新規入会する場合は、入会月から年度末まで月額500円（ただし夫婦参加の場合は月額750円を基準とする）を当該年度の会費とする。

第9条（事業年度）本会の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

第10条（事業計画と収支予算）本会は毎事業年度毎に、事業計画および収支予算を策定し、運営委員会において審議の上、総会の議決を経て決定する。

2. 予算並びに支出は事務局経費、部会活動費、会員親睦費、対外活動費の項目で設定する。

第11条（事業報告と収支決算）本会は毎事業年度終了後速やかに事業報告書と収支決算書を作成し、監事の監査を受け総会の承認を得る。

第12条（禁止条項）本会は次の事項は行わない。

- (1) 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的とした事業
- (2) 政治活動並びに宗教活動

第13条（慶弔見舞金規定）本会の慶弔見舞金に関し次の通り定める。

- (1) 「褒賞祝」；公に褒賞を受けたとき 5,000円相当の祝品
- (2) 「弔慰金」；会員が死亡しとき 10,000円

第14条（規約外事項の取扱い）この規約に定めるものの他必要な事項については、会長が運営委員会に諮り、別に定める。

以上

附則 1. 「入会手続き」

第 1 条 (入会申込) 本会への入会を希望する者は所定の入会申込書 (ホーム・ページ掲載) を記入して紹介会員に提出する。紹介会員がない場合は第 4 条の規定に則る。

第 2 条 (紹介会員) 紹介会員は入会申込書を会長 (代行者を含む。以下同じ) に提出すると共に入会を希望する者に会の概要を説明し例会の見学を要請する。

第 3 条 (審議と承認) 会長は個別面談前に入会希望者の情報を運営委員へ開示し、運営委員の意見を求める。会長は入会希望者と面談し、入会の可否を判断して運営委員会に報告する。会長は個別面談において次の事項を入会希望者に求める。

- (1) 定例会行事に参加すること
- (2) 会の運営に参加すること
- (3) 諸連絡のためメールとインターネット操作を使用すること

入会月は 1 月 4 月 7 月 10 月の 1 日とする。

第 4 条 (総務担当) 会員紹介のない入会希望者の申込があった場合、総務担当は遅滞なく本人と接触し第 2 条の紹介会員の役割を担当する。

入会承認後は総務担当を正式の紹介会員として登録する。

第 5 条 会員数が上限数 120 名に達している場合、紹介者及び総務担当は入会希望者にその事情を説明して入会待機の了解をとる。但し、解除後は速やかにかに入会できるよう第 3 条の審議まで進めておくことはこれを妨げない。

総務担当は待機者名簿を作成すると共に、解除の時点で再度本人の意向を確かめた上、会長に承認を求める。

第 6 条 (新入会員への支援) 入会希望者への連絡に遅滞と支障を生じさせないように、又新入会員が円滑に本会の活動に参加できるよう会長、紹介会員、運営委員、総務担当は十分に配慮しその支援に心がけるものとする。

附則 2. 会員資格

本会則は平成 19 年 4 月に開催される A A - N E T 浦安平成 19 年度の総会において承認の後発効するので、第 5 条 (会員) 第 1 項の規定 (浦安市在住の 60 歳以上の個人) は平成 19 年 3 月現在在籍している会員には適用しない。

会則経緯 ;

平成 13 年 4 月	1 日	「アクティブ エイジング ネット浦安」規約として制定・施行
平成 14 年 4 月	12 日	一部改正
平成 17 年 4 月	1 日	一部改正
平成 19 年 4 月	6 日	「アクティブ エイジング ネット浦安」会則として全面改正
平成 20 年 4 月	4 日	一部改正 医療・福祉部会新設
平成 23 年 5 月	6 日	一部改正 夫婦参加会員年会費 9,000 円 病氣見舞廃止
平成 23 年 7 月	15 日	一部改正 会員上限 100 名、入会は 1. 4. 7. 10 月 (運営委員会)
平成 24 年 4 月	6 日	一部改正 経済・法律に変更、男の料理、年会費制に
平成 26 年 4 月	4 日	一部改正 附則 1 「入会手続き」 審議と承認の手続き、新入会員への支援
平成 27 年 4 月	3 日	一部改正 附則 1 「入会手続き」 会員上限 120 名
平成 28 年 4 月	1 日	一部改正 配偶者弔慰金の廃止
平成 29 年 4 月	1 日	一部改正 対外的な社会貢献活動の取り組み方
平成 30 年 4 月	6 日	一部改正 部会の改組及び名称変更

以上